

## 随意契約の契約状況表

(福祉保健部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	保健総務課	費用弁償:「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく活動(佐賀関大規模火災)	令和8年3月9日	大分市大字荏隈1790番地1 一般社団法人大分市連合医師会	756,898	5号	緊急の必要により競争入札に付することができない為
2	生活福祉課	生活保護システム改修業務委託(被保護者調査の調査項目変更等への対応)	令和8年3月16日	秋田県秋田市南通築地15-32 北日本コンピューターサービス(株)	906,400	2号	生活福祉課で運用している生活保護システムは、「北日本コンピューターサービス株式会社」とシステム開発及びシステム保守等、システムを運用するために必要な事項について電算業務委託契約を締結している。 被保護者調査の調査項目変更等に伴い生活保護システムの改修が必要となった。 当該業務は現在運用している生活保護システムについて、必要なプログラムの開発及び設定作業が発生するため、現行システムと総合的に管理運用を行う必要があると判断したため。
3	生活福祉課	生活保護システム 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応業務委託	令和8年3月10日	秋田県秋田市南通築地15-32 北日本コンピューターサービス(株)	594,000	2号	生活福祉課で運用している生活保護システムは、「北日本コンピューターサービス株式会社」とシステム開発及びシステム保守等、システムを運用するために必要な事項について電算業務委託契約を締結している。 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る計算ツール向けデータ抽出処理対応が必要となった。 当該業務は現在運用している生活保護システムについて、必要なプログラムの開発及び設定作業が発生するため、現行システムと総合的に管理運用を行う必要があると判断したため。
4	長寿福祉課	令和7年度税制改正に伴う介護保険制度改正対応システム環境提供業務委託	令和8年3月12日	大分市東春日町17番58号 富士通Japan(株)西日本公共ビジネス統括部(大分)	2,366,100	2号	本契約は、令和7年度税制改正に伴う介護保険制度改正に対応するための介護保険システム環境を提供する業務委託契約である。 本業務の実施に当たり、瑕疵なく行うことができるのは、本システムの開発及び初期設定等を手掛け、また引き続き本市への適用支援を行っており、当該システムについて最も熟知・精通している富士通Japan(株)西日本公共ビジネス統括部のほかにない。
5	長寿福祉課	介護保険システム中間サーバ連携追加作業業務委託	令和8年2月24日	大分市東春日町17番58号 富士通Japan(株)西日本公共ビジネス統括部(大分)	1,650,000	2号	本契約は、基幹系業務システム標準化に合わせてネットワーク環境が変更されたことに伴い、介護保険システムの設定変更作業を行う業務委託契約である。 本業務の実施に当たり、瑕疵なく行うことができるのは、本システムの開発及び初期設定等を手掛け、また引き続き本市への適用支援を行っており、当該システムについて最も熟知・精通している当該業者のほかにない。
6	人権尊重推進課	市報3月1日号同時配送物配送業務委託	令和8年2月4日	大分市金池町2-11-1 日本通運(株)大分支店	523,600	2号	本業務は、大分市市報3月1日号に併せて、各自治会へ人権啓発用チラシを配布する業務を委託するものである。 人権啓発用チラシは、市報同様自治委員に配布を依頼しているが、印刷日程が限定されている上に指定日に指定された届け先に届けなければならない、配送に充てられる日は2~3日と短期間である。指定された日時までに確実に配送するためには、市報と同じ配送業者に任せることが最も効率的で有利であると思われる。また、同一の業者に委託することで、遅延や誤配が防げ、迅速、確実な配送、一括配送による配送経費の軽減、トラブル防止による自治委員並びに職員の負担軽減等、多くのメリットがある。 このような事から、日本通運株式会社大分支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約としたい。
7	福祉保健課	大分市被災者見守り・相談支援事業業務委託	令和8年2月1日	大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分4階 社会福祉法人 大分市社会福祉協議会	3,012,900	2号	(社福)大分市社会福祉協議会は、「社会福祉法に定められた地域福祉の推進を担う公平・中立な立場で継続的に実施できる安定した組織であること」「相談支援の実績が豊富にあり、また、専門性の高い資格を持った人材が確保されていること」に加え、「火災発生直後から被災者への困りごと相談や災害ボランティアセンターでの活動を通じて、被災者個々の支援ニーズや支援状況を把握していること」などから、本事業を適切に実施することが可能な唯一の団体である。